

令和8年度（2026年度）「阿蘇の文化的景観」地域の宝掘り起こし業務基本仕様書

I 業務概要

1 業務の名称

令和8年度（2026年度）「阿蘇の文化的景観」地域の宝掘り起こし業務

2 実施目的

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会（事務局：熊本県）では、「地域の宝」（地域の歴史や伝統的な生活・生業の在り方を伝え、地域住民が保存を望む地域資源）に関する調査を実施し、重要文化的景観「阿蘇の文化的景観」の地域住民に向けた普及啓発を行う。

本事業では、ドローンによる写真・映像撮影による記録（一部、三次元計測等を含む）を作成し、地域ごとの景観の特性を検証・総合化した上で、その景観の価値を説明するシナリオ（その地域に特徴的な自然、歴史、生活・生業に基づき、現代まで根付いている文化を地域住民に分かりやすく伝えるための全体計画）を作成した後、調査成果を活用した展示パネルや映像資料等を用いた普及啓発を行い、より多くの方に「阿蘇」の有する価値や魅力への理解を深めてもらうことによって、重要文化的景観の制度の普及啓発に加え、「阿蘇」の世界文化遺産登録推進の機運醸成を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

4 業務範囲

熊本県阿蘇郡市内3地域（以下より選定。ただし、1市町村につき1地域までとし（同市町村から複数地域選択不可）、必須地域1地域、候補地域Aのうち1～2地域、候補地域Bより0～1地域を選択すること。）

- ・ 必須地域 南小国町上中原
- ・ 候補地域A 小国町宮原、産山村田尻地区、西原村鳥子、西原村宮山
- ・ 候補地域B 阿蘇市黒川、阿蘇市尾ヶ石、阿蘇市波野、南阿蘇村久木野

5 成果品

（1）業務報告書（①～④を含む業務内容を示したもの）A4判（カラー）ドッジファイル製本3部

- ① 業務概要
- ② リスト（調査箇所の一覧表）
- ③ 位置図（shape データを用いて作成すること。調査箇所の位置図、簡易な座標データを含む）
- ④ オルソ画像（委託者が指定した地域の宝について、三次元計測により正面・左右側面の画像を正射投影変換した画像。）
- ⑤ 実測図（④を基に、正面・左右側面の三面図として、文化財の調査報告に足るものを作成すること。）

- ⑥ 調査票（委託者が作成した形式に則り、調査箇所の聞き取り調査の内容、所見、写真等を記録したもの。）

※分解のための調査票・総合化のための調査まとめ票の2パターン

- ⑦ 調査総括票（⑥を基にした、総合化のための調査まとめ票）
- ⑧ 業務日誌（日付、天候、作業時間、所見、周辺の様子が分かる写真等を記録）
- ⑨ 打合せ記録（委託者で行った協議の日付、場所、時間、協議内容等を記録）
- ⑩ 展示用パネル（対象とする地域の宝について、委託者が作成した形式に則り、⑤、調査箇所の写真及び説明原稿（1箇所につき300字程度）等をまとめたもの） A3判（カラー） 各1部（1地域につき1部×3地域）
- ⑪ 住民説明会用原稿（地域住民の理解を促すための詳細な原稿であり、本質的価値（調査箇所及びその周囲の景観の文化的価値）及び⑤に基づき作成した地域ごとのシナリオを含む。）
- ⑫ 説明用映像資料（⑪に基づく、本質的価値及び地域ごとのシナリオを地域住民に向けて説明するための1地域あたり3分前後の映像資料）
- ⑬ QRコード（④⑫のデータを公開するため、各種リンクを埋め込んだQRコード）
- ⑭ 冊子（⑪に基づき、地域住民向けに説明するため3地区の調査成果等を1冊にまとめた小冊子）カラー印刷、16ページ以上 600部以上（配布数=1地域につき200部以上×3地域）

（2）業務で作成した図版一式 3部

（3）上記のデジタルデータ一式 CD又はDVD所収 3部

Ⅱ 業務内容

1 基本的な考え方

文化的景観保護ハンドブック（文化庁文化財部記念物課平成27年発行）に基づく保存調査の3つの観点から文化的景観の構成要素を把握する。

- （1）自然（地形・地質、気候・気象、水系・水利、生物相、自然災害等）
- （2）歴史（文献、地図・絵図、写真・音声記録・映像、民話・民間伝承等）
- （3）生活又は生業（生活又は生業の空間、伝統行事・信仰、地域の特性を生かした産業、地域社会、他地域との関わり、土地利用）

2 業務の内容

- ①協議・打合せ（3回以上）
- ②現地調査及び記録（ドローン等撮影）（1日間×3回）
- ③委託者による調査成果を活用したシナリオ作成
- ④現地調査成果等を活用した広報物の作成及び広報活動
- ⑤業務報告書の作成

① 協議・打合せ（3回以上）

・業務着手時、成果品納入前、成果品納入時の3回、熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課世界遺産推進第二班（阿蘇地域振興局内）と協議を行う。その際、業務協議記録簿を作成し、

委託者と共有する。また、必要に応じて電話、メール等により、適時打合せを行う。

- ・シナリオ作成、現地調査等に係る確認はこの打合せには含まないが、1～2回程度を目安とする。打合せ内容は、受託者が打合せ記録簿を作成し、委託者と共有する。
- ・受託者は事業実施先の市町村担当者を含む連絡網を作成し、委託者及び市町村と③等にかかる情報共有を徹底すること。

② 現地調査及び現地撮影 計3回（1日間×3回）

- ・調査対象となる地域において、現地調査及びドローン等での撮影を行う。
- ・上記、「2 実施目的」で提示した事項を主な目的とする。
- ・ドローン等による三次元計測については、最低1カ所以上において行うこと。

<調査内容>

- ・シナリオ作成において補完的な資料の現地調査
- ・対象地域に在住の地域住民を対象とした、地域に対する認識や現状の課題に関する聞き取り調査
- ・その他、委託者がこれまでに調査した箇所の現地確認

<撮影内容>

(a) ドローンによる対象地の空中撮影映像及び空中撮影写真

- ・上空から対象地の各集落及び各集落が管理する草原・森林・耕作地を俯瞰する映像及び写真。
- ・各集落を貫く道路等に沿って、低地から高地に向かって撮影することにより、垂直方向の土地利用を説明する映像及び写真。

(b) ビデオカメラによる対象地の映像及び写真

- ・対象地の景観の特性を説明するシナリオ上、必要な箇所を主題とする映像及び写真。
- ・その他、委託者が事前に調査し、シナリオ上必要な箇所を主題とする映像及び写真。

- ・現地調査及び撮影の実施日については、委託者及び関係市町村教育委員会とあらかじめ協議の上、決定する。
- ・業務対象となる構成要素については、地域の事情や現地の状況等により、委託者と受託者の確認の上、必要に応じて変更することができる。

<留意事項>

- ・機材等レンタル代については受託者の負担とする。
- ・地域での各種作業時には、説明板やビブス等を用いて本業務による作業であることを周囲に明示すること。また、作業者を含め、周囲の安全確保を徹底すること。
- ・業務の対象となる構成要素以外の要素には触れないこと。
- ・墓地、個人宅の荒神等の民有地には立ち入らないこと。ただし、所有者が認めればこの限りではない。

③ 委託者による調査成果を活用したシナリオ作成

- ・委託者がこれまでに調査した成果（各種地図、地点別の調査カード等）を基に、対象地域の景観の特性を説明するためのシナリオ（その地域に特徴的な自然、歴史、生活・生業に基づき、現代まで根付いている文化を地域住民に分かりやすく伝えるための全体計画）を作成

する。

④ 現地調査成果等を活用した広報物の作成及び広報活動

- ・ ②で作成した記録を基に、地域住民等への普及啓発に資する各種広報物の作成及び広報活動を行う。

＜広報物＞

(a) 説明用パネル

- ・ 調査箇所の名称及び所在地、②で作成した地域ごとのシナリオを踏まえた説明文、③で撮影した写真及び位置情報等を含む。
- ・ 委託者が指定した形式（委託者より提供）に従って、データを作成すること。
- ・ 作成したデータは、調査箇所周辺の公共施設（公民館等）に設置し地域住民への普及啓発に活用するほか、阿蘇世界文化遺産登録推進協議会公式ホームページで掲載予定。
- ・ パネルデータ（本業務で作成したもの以外の委託者が指定するパネルデータを含む）については、耐久性のある素材を用いて印刷する（各パネルのサイズは委託者が指定すること）。

(b) 説明用映像資料

- ・ 調査成果及び③で撮影した写真・映像等を基に、調査箇所及び周辺地域の景観の特徴や文化的価値を分かりやすく説明するための映像資料。

(c) QRコード

- ・ ③で撮影した映像等をアップロードしたインターネットサイトについて、スマートフォン等で読み込み可能なQRコード。
- ・ QRコードのリンク先は、阿蘇世界文化遺産登録推進協議会公式ホームページ等とする。
- ・ 作成したQRコードは、説明用パネル及び冊子に添付する。

(d) 冊子

- ・ ②③の調査結果・記録等を基に、対象地域の地域住民に向けて文化的景観としての価値を分かりやすく説明するための冊子。

＜広報活動＞

(a) 広報物（冊子）の配布

- ・ 作成した広報物のうち、冊子を対象地域の地域住民等に配布する。
- ・ 冊子の配布先及び配布部数は、委託者と協議の上、決定する。

(b) 説明用パネルの配布

- ・ 本業務により作成・印刷したパネルを、実施地域の公民館等に配布する。
- ・ 配布先等については、委託者及び市町村と協議し決定する。

(c) 対象地域の住民を対象とした現地ツアー

- ・ 対象地域の一部において、(b)の実施後、本業務での調査実施箇所等を巡るツアー（2～3月頃に半日程度、徒歩での移動、委託者及び市町村担当者による調査内容の説明を想定）を実施し、調査成果等の周知を行う。
- ・ 現地ツアーの実施に係る準備（地域住民等への周知、保険の手配、資料作成等）及び諸費（保険代、資料の印刷費等）については、受託者が負担する。

- ・現地ツアーの実施先、実施日時等については、委託者及び市町村と協議し決定する。

(d) その他

- ・上記以外の広報活動の提案（必須ではない）

④ 業務報告書の作成

- ・業務報告書については、「I 5（１）」の項目を押さえた上で、受託者が実施した作業内容を記し、熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課世界遺産推進第二班（阿蘇地域振興局内）に提出することとする。
- ・業務概要及び打合せ記録を示すための資料は、最低限の資料とする。
- ・業務報告書の頁数は、業務の実施状況に応じて増減することができる。

4 著作権に係る留意事項

- (１) 本業務にあたり、第三者（本県及び受託業者以外）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (２) 本業務により作製した成果品及び委託業務実施にあたり新たに製作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属する。

5 委託期間

契約締結日から令和９年（２０２７年）３月１９日（金）まで

6 契約上限額

６，７７６，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

7 成果品の納品

業務完了報告書の提出と併せて、委託業務の成果品として、次のものを納品する。

- (１) 事業実施報告書の電子データ
- (２) 調査当日の写真及び動画
- (３) (１)、(２) 及び事業で作成・使用したデータ等（紙媒体及び電子データ）を所収したDVD-R 1 枚（詳細は、「I. 5（１）成果品」に記載）

※納品場所は熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課世界遺産推進第二班執務室

8 業務上の留意事項

- (１) 業務の実施及び疑義については、委託者への連絡を十分に行わなければならない。
- (２) 本業務で知り得た内容については、許可なく他に公表、転用及び貸与してはならない。
- (３) 業務委託契約にあたっては、契約書に「報告及び調査」に関する条項を設け、契約期間中、委託者がこの契約に関する報告又は調査の必要があると認める場合、それに応じていただく必要が生じるので、承知願う。
- (４) 災害や感染症等の不測の事態による影響で、調査の実施が困難であると判断される場合は延期もしくは中止する。
- (５) 下記の条件が発生した場合は、委託者と協議の上、業務内容の見直しと契約内容の変更手続き

を行う。

- (7) 災害や感染症等の不測の事態による影響で大幅な業務内容の変更を余儀なくされ、当該仕様書に記載されている仕様とは別の業務を行う場合。
 - (イ) 当該仕様書に関連した経費のうち、見積以外の経費が発生した場合。
 - (ウ) 社会情勢の変化等により、調査等を開催できなかった場合。
- (6) 業務において生成 A I を利用した場合は、必ず委託者へ報告すること。なお、機密情報の入力は禁止とし、成果物の品質及び権利に関する一切の責任は受託者が負うものとする。